

地表面粗度区分・基準風速について

(平成12年建設省告示第1454号)

町田市の地表面粗度区分は、平成12年建設省告示第1454号第1による「Ⅰ」～「Ⅳ」の区分のうち「Ⅲ」です。
基準風速は、平成12年建設省告示第1454号第2により34m/sです。

地表面粗度区分

地表面粗度区分		Z _b (m)	Z _G (m)	α
Ⅰ	都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域	5	250	0.10
Ⅱ	都市計画区域外にあって、地表面粗度区分のⅠの区域外の区域(建築物の高さが13m以下を除く。)又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分Ⅳの区域外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が1500m以上のものに限る。)までの距離が500m以内の地域(ただし、建築物の高さが13m以下である又は当該海岸線もしくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下を除く。)	5	350	0.15
Ⅲ	地表面粗度区分Ⅰ、Ⅱ又はⅣ以外の区域	5	450	0.20
Ⅳ	都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域	10	550	0.27

ガスト影響係数

地表面粗度区分	H	(1)	(2)	(3)
		10以下の場合	10を超え40未満の場合	40以上の場合
Ⅰ		2.0	(1)と(3)とに掲げる数値を直線的に保管した数値	1.8
Ⅱ		2.2		2.0
Ⅲ		2.5		2.1
Ⅳ		3.1		2.3

関係法令 平成12年建設省告示第1454号、令第87条第2項及び第4項

参 考